

弁護士 井上洋一（中小企業診断士・産業カウンセラー）

あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail: inoue@aisan-law.jp

「働き方改革関連法」実際の認知度はまだ低い？ ～日商・東商調査

◆働き方改革関連法の実際の認知度はまだ低い？

本年 4 月から順次施行される働き方改革関連法の施行に向けて、企業でも対応への取組みを始めているところは多いでしょう。一方で、法律の内容や施行時期を知らないという企業もまだ多いようです。

日本・東京商工会議所が公表した「働き方改革関連法への準備状況等に関する調査」

（調査対象：全国の中小企業 2,881 社、調査期間：2018 年 10 月 22 日～12 月 3 日）によれば、法律の内容について「知らない」と回答した企業は、「時間外労働の上限規制」が 39.3%、「年次有給休暇の取得義務化」が 24.3%、「同一労働同一賃金」が 47.8%、「中小企業への月 60 時間超の割増賃金率の猶予措置廃止」が 51.7%、「労働時間等に係る管理簿の作成義務」が 53.0%を占めたそうです。

◆50 人以下の企業で「同一労働同一賃金」の内容を知らない企業は約 6 割

その中でも、働き方改革関連法の目玉の 1 つである「同一労働同一賃金」については、「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務化」に比べて認知度は低く、50 人以下の企業では、法律の内容や施行時期について「知らない」と回答した企業は約 6 割を占めたそうです。

◆対応済み企業は半数に満たない

「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務化」、「同一労働同一賃金」について、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業の割合は、いずれも半数に満たないという結果も出ています。「法律の名称・内容を知っている」と回答した企業に限っても、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業の割合は 6 割に満たず、特に「同一労働同一賃金」については 36%という結果になっています。

「働き方改革」については、ニュースでも盛んに取り上げられているところですが、関連法について対応できていない企業や、そもそも内容を知らないという企業はまだ多いことがわかります。施行日は近づいていきます。取組みを始めてすぐ対応できるわけではありませんので、早めの対応が求められるところです。

◆企業は早めの対応を

存在が認知されていないことも！ 「産業医」、活用できていますか？

◆労務管理上の課題解決の要となる「産業医」

2016 年の改正がん対策基本法により、企業はがん罹患した労働者の就労への配慮が求められています。また、2017 年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太の方針）では、働き方改革の 1 つとし

て、「治療と仕事の両立推進」が盛り込まれました。現在、病気になった労働者の就労継続は、労務管理上の大きな課題となっています。

両立の推進を行う上では、労働者を中心として、事業場（事業者、人事労務担当者、上司・同僚等、労働組合、産業医）、医療機関（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカー等）、地域の支援機関（産業保健総合支援センター、保健所、社会保険労務士等）といった関係者が連携することが望まれます。中でも産業医は、労働者と事業者の間に立つ存在として、関係者間の調整機能を果たすことが求められる、重要性の高い存在です。

◆働く患者の 75%が「産業医」の存在を知らない！

しかし、アフラック生命保険会社の調査で、企業における産業医の認知度・活用度は非常に低いことがわかりました。

同社の「がんと就労に関する意識調査」結果報告（2018年11月1日発表）によると、調査対象中、産業医を有すると推定される規模の企業に勤めている患者は65%と推定される所、**「産業医がいる」と認知しているのは約25%にとどまりました。**また、経営者においても、産業医または産業保健総合支援センターに相談していない経営者が約70%、がん患者の

就労相談についても話し合ったことがない経営者が約60%と、産業医を活用することができていません。

◆「治療と仕事の両立支援」のために

病気になった労働者の就労継続には、産業医が関与することが効果的とされています。産業医について、その存在、日常的な健康管理や両立支援の要であることを労働者に周知するとともに、企業としても活用を図っていくことが大切です。産業医と上手に連携して、「治療と仕事の両立支援」に取り組んでいきましょう。

2月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

18日

- 所得税の確定申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第4期> [郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所より一言～

「働き方改革関連法」、「産業医」ともに未だ認知度は低いようです。

弁護士・中小企業診断士・産業カウンセラーとして、これら法改正や諸制度の存在を周知する活動も頑張りたいと思います。